

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第6号

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立都市公園条例施行規則（昭和36年佐賀県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>(吉野ヶ里歴史公園の供用日及び供用時間)</p> <p>第8条 吉野ヶ里歴史公園の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="232 711 1104 753"><tr><td>略</td></tr></table> <p>2 略</p> <p>(吉野ヶ里歴史公園の入園券等)</p> <p>第9条 条例第9条第2項又は第3項の規定により吉野ヶ里歴史公園の入園料又は使用料を納付した者には、<u>領収書に代えて入園券又は駐車券</u>を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>第11条の3 条例第11条ただし書の規定により、吉野ヶ里歴史公園の入園料又はその駐車場に係る使用料の全部又は一部の返還を受けようとする者は、当該入園料又は当該使用料を納付した日から7日以内に、入園料等返還請求書（別記様式第7号の2）に入園券又は<u>駐車券</u>を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第7号の2（第11条の3関係）</p>	略	<p>(吉野ヶ里歴史公園の供用日及び供用時間)</p> <p>第8条 吉野ヶ里歴史公園の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。<u>ただし、知事が指定する区域の供用時間は、別に定める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1158 711 2029 753"><tr><td>略</td></tr></table> <p>2 略</p> <p>(吉野ヶ里歴史公園の入園券等)</p> <p>第9条 条例第9条第2項又は第3項の規定により吉野ヶ里歴史公園の入園料又は使用料を納付した者には、<u>入園券、駐車券又は領収書</u>を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>第11条の3 条例第11条ただし書の規定により、吉野ヶ里歴史公園の入園料又はその駐車場に係る使用料の全部又は一部の返還を受けようとする者は、当該入園料又は当該使用料を納付した日から7日以内に、入園料等返還請求書（別記様式第7号の2）に入園券、<u>駐車券又は領収書</u>を添えて知事に提出しなければならない。<u>ただし、電子情報処理組織を使用する方法により当該入園料又は当該使用料を納付した者への返還については、別に定める。</u></p> <p>様式第7号の2（第11条の3関係）</p>	略
略			
略			

改正前	改正後
<p>略</p> <div data-bbox="230 300 1106 344" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 この請求書には、入園券又は<u>駐車券</u>を添付してください。</p>	<p>略</p> <div data-bbox="1158 300 2033 344" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 この請求書には、入園券、<u>駐車券</u>又は<u>領収書</u>を添付してください。</p>

附 則

この規則は、令和8年3月13日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和8年3月18日から施行する。